

○中川幼児保育課長 では、定刻より若干早いのですが、御参加いただける方が全てそろいましたので、会を開始させていただきたいと思います。

まず、最初に委員長から開会の御挨拶をお願いいたします。

○永倉委員長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

Zoomのほうも皆さんおそろいということで、これから本年度第2回目の専門委員会を開催したいと思います。

お手元の資料等の説明と出席状況などについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○中川幼児保育課長 改めまして幼児保育課長の中川でございます。本日はよろしく願いいたします。

まず、本日の出欠の状況になりますが、委員の皆様は全員御出席の予定となっております。東委員、寺園委員、加藤冠委員、藤原委員はオンラインでの御参加の予定となっております。寺園委員からは参加が遅れるということで御連絡をいただいておりますので、後ほど御参加いただく予定となっております。

あわせて区の職員のほうですが、本日、資源環境部長の鶴沼、保健衛生部参事予防対策課長の長嶺、施設管理部整備技術課長の大畑、以上の3名が公務により欠席となっております。

続きまして、配付資料の説明をさせていただきます。

今回の配付資料は、まず、会議次第ということで、タイトルが「第54回文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議次第」というA4縦のものが1枚。

続きまして、資料第1号「各報告事項について」というものが同じくあります。

次に、資料第2号、A3横の大きさになります「診断書取得等に要する費用負担について」という資料が1部ございます。

続きまして、資料第3号「さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ニュース第19号掲載項目（案）」というA4縦のものが1枚ございます。

続いて、参考資料として、参考資料第1号「さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ニュース18号」をつけております。

あわせて、参考資料第2号として「アスベスト関連書籍一覧」をお配りしております。

次に、発言に当たって会場の皆様にお伝えいたします。御発言をされる時は、お手元近くのマイクで御発言いただきたいと思います。マイクですが、一番手前の人と話しているようなボタン、今、私が押しているのですが、押すとマイクが赤く点灯します。こうするとマイクの電源が入っておりますので、この状態で発言をしていただいて、発言が終了しましたらもう一度このボタンを押してください。そうするとこちらの赤い部分が消えます。これがついたままだと次の方の発言がうまく拾えなかったりしますので、発言される時に押して発言が終わったら消すということでお願いいたします。

私からは以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

今御説明いただきましたけれども、これから各次第について事務局からの御説明を伺って、その後、質疑ということにしますけれども、質疑については混乱しないように、まず会場の方からの質疑を受けるということで、その後、オンラインの先生方の質疑を受けるという仕切りにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしければそのように進めていきたいと思っております。

そうしましたら、次第1について、事務局のほうから御説明をよろしく申し上げます。
○中川幼児保育課長 そうしましたら、お手元の資料第1号に沿って御説明させていただきます。

各報告事項について、1番目に「健康診断の実施状況について」ということで、一次検診の実施状況、受診者については今年度11名となっております。内訳は下にございますように、元園児の方が5名と元職員の方が6名という状況となっております。

日程につきましては、昨年7月22日から8月15日の間で実施をしております。区内にある春日クリニックという医療機関で検診を行っております。

そちらの結果の読影ですが、昨年9月1日に平野委員、加藤俊介委員、加藤冠委員、藤原委員の4名の委員の方に読影をお願いしております。

結果としては、所見がなかった方が8名、定期的な検査を推奨された方が2名、二次検診に進んだ方が1名いらっしゃいます。

その上で二次検診の実施状況になりますが、今申し上げたとおり二次検診受診者1名、元職員の方ということになっております。日程については昨年の10月に同じく春日クリニックで実施しております。

こちらの結果の読影につきましては、昨年11月18日に平野委員、加藤俊介委員、藤原委員の3名の委員によって読影を実施し、結果としては定期的な検査を推奨という形で、また次年度以降引き続き検査をしていくということで結果が出てございます。

次のページ、紙で言うと裏面になります。御覧いただいて、2番目の「健康リスク相談・心理相談の実施状況」になります。

来月になりますが2月18日の土曜日を予定しております。現時点においては元園児の方1名が相談の申込みをしている状況になります。平成27年以降希望者がいらっしゃらずに、相談事業自体が中止となっていたところでございますが、今年度についてはこちらの1名の方がオンラインの相談を御希望し、お申込みをいただいている状況でございます。

続きまして、3番目、アスベストばく露に伴う健康対策に関する協定書の締結状況です。

こちらについては、対象者である元園児の方108名のうち、協定書を締結している方が86名、そのうち保護者の方から元園児の方への名義変更が済んでいる方が26名ということで、こちらの数字については昨年度から変更はございません。

4番目、元園児の居住状況についてですが、108名の内訳ということで、23区内と23区外及び都外、この辺の入り繰りといいますか、お引越等があったということで若干の変更はございますが、大きな動きはございません。

最後、5番目、前回の委員会で出された御意見についてです。

1つ目は、こちらの要綱で定めているアスベストに起因して発症する可能性があるとして学会等で認められた疾患の情報提供について、新しい疾患も対象になっているというところですが、こちらについては、例えば2014年に新たに3疾患が追加されているのですが、卵巣がん、喉頭がん、後腹膜繊維症、こちらのほうが学会等で認められたということでホームページに掲載しています。ただ、今後、こういった疾患をどうやって皆さんに御覧いただくか、周知していくかというのは、より分かりやすくというようなところが課題になるのかなと思いますので、こういった点は、今後、まだ検討の余地があると思っております。

次の2番目のほうです。こちらはさらにハードルとしては高いのかなと思っておりますが、そういった新たなアスベストに起因する疾患を専門委員会のほうでどうやって把握していくのか、そして、どういう対応をしていくのか、こういったことについて、中・長期的には考えていかななくてはいけないというようなお話もいただいていたところがございます。(2)のほうについては特にそうですけれども、結論がすぐに出せるものではないと思っておりますが、こういったことも本委員会等で協議、御相談していく案件とは考えているところがございます。

私のほうからは以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

この点について、いろいろと御意見等があるかなという気もするのですが、まず会場のほうから、委員の先生方、もし御意見とか御質問があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特に、5番目の明記されていないアスベスト関連疾患、今後認定されていくのかなという気もしますし、なかなか難しい判断が求められるといえますか、いろいろ海外の文献なども調べていかないといけないのかもしれませんが、すぐに答えが出るということではないと思うのですけれども、検討課題として取り組んでいく必要があるのかなというところでは。

ちなみに、藤沢市のある保育園でのばく露の検討委員会の報告書の対象疾病も、少しずれがあつて違うのですけれども、その辺りの整合性をつける必要があるのかなのか、その辺のことも少し時間をかけて議論ができればと思っておりますが、いかがでしょうか。

よかったらオンラインの先生方も、もし御質問、御意見がありましたら。どうですか。

○東委員 東ですけれども。

○永倉委員長 よろしく申し上げます。

○東委員 5番目の1番の情報提供に関してなのですけれども、先ほどの御説明で、ホームページに最近載せられたとおっしゃったように聞こえました。ホームページを拝見したところ、1月13日に更新されているのですが、対象としていない疾患というのははっきり書いてあるのですけれども、情報提供というのはどういう形で、何か情報提供をこちらか

らするというスタイルなのか、情報提供を呼びかけていらっしゃるのか、その辺のニュアンスが、私、十分聞き取れなかったので教えていただきたいのですけれども、いかがですか。

○中川幼児保育課長 幼児保育課長でございます。

今、委員が御覧になっているホームページの中で、もう一つ下の階層になるのですが、アスベスト関連疾患の対象としていない疾患の後、一番下のところに「詳細はこちらから」というところがございます、こちらの中で、さらに呼吸器疾患についての学会等の見解、説明等の記載があるのですが、その中で、先ほど私が申し上げた記載、2014年に新たに3疾患が追加されていますというようなことの御紹介はさせていただいております。我々としても、皆さんが一番御覧になるのはやはりホームページなのかなというところがございますので、今、ここにこういう形で記載はありますけれども、これを例えばもうちょっと前面にといいますか、出し方はまた皆さんと御相談しなくてはならないと思うのですけれども、こういうものがあるという御紹介等を、もう少し違う形で、例えばそれに特化してとか、そういったこととかが可能かどうか。

一方で誤解を与えたりしてはいけないなということもあったりするので、その辺はそれこそ専門委員会の先生方と御相談しながら、どういう形で示していくのがいいのかというところを検討していけないかと事務局では考えているところでございます。

○東委員 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりですね。必ずしも、今、トップ画面で見やすいところにはっきりと書かなければいけないようなエビデンスの状態なのかというところを少し検討した上で、2014年に追加された疾患の扱いは考えていく必要があるのかなという気はいたします。

我々としてもどのように情報をつかんでいくかということも考えておいたほうがいいかもしれないですね。今、これはヘルシンキ宣言ですけども、その他、国際機関等も含めて、肺がんとか中皮腫以外のこういう卵巣がんとか喉頭がん辺りをどのように扱いつつあるかというところは、どのようにウォッチングするかというのも、少し考えておいたほうがいいかなという気はいたしました。

以上でございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

ちなみに先ほど私のほうでちょっと申し上げた、藤沢市のほうの報告書には、びまん性胸膜肥厚と、それから、良性胸水も対象疾病として入れていまして、ちょっとずれがあるなと思っているのですけれども、いずれにしても委員会の専門家の先生方に検討していただくようなルールを敷くといえますかそういうルールができれば、すぐに返答するというよりも、ちょっとこちらで検討させていただくというようなやり方がいいのかなというのは思っているところです。多分、この話はすぐには決まらないと思いますので、懸案事項としてこれからも検討が続けられればいと理解しておるところです。

ほかに。

○東委員 もし、何か検討が必要なことがあれば、委員会のメンバーの中でスモールワーキンググループとか何かそういうものをつくって、この扱いをどうするかとか、これを現在の園児とか職員の方たちにおいてどう把握するのか、あるいはもうしばらく待つのかというところを少し議論するような場をこれから検討していったほうがいいのかなとは思いました。ありがとうございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

そのとおりだと思います。その点についても今後検討を続けていくということでよろしくお願いいたします。

ほかにこの点について御意見等がありますでしょうか。会場もZoomのほうも両方、ございましたら。

よろしいですか。また最後に全般についての質疑が受けられればと思います。

そうしましたら、続きまして、次第2について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○中川幼児保育課長 引き続き、次第2について御説明させていただきます。

次第2につきましては、前回の専門委員会で御説明させていただきましたが、現行の要綱には、健康診断に伴うエックス線やCT写真撮影の費用負担については明記されていますが、診断書についての規定がありませんで、もし診断書が必要と委員の皆様が判断されるようなケースが出た場合にどう対応すべきかということが課題となっていたところでございます。今回、菅野委員、平野委員にも御相談させていただきながら事務局としての案を作成いたしました。

お手元の資料第2号、A3横の少し大きめの資料になりますが、こちらに沿って御説明させていただきます。

まず、こちらのアスベスト関係の事業としましては、健康リスク相談・心理相談事業と健康診断事業の2つがございます。それぞれの事業の中で、もし今後、診断書の取得が必要であり、診断書の取得を求めたほうが良いという判断がされた場合に、現在、診断書についての規定が全くないということで、その部分をどう規定していくかというところでございます。

資料の右のほう「算定基準」となっている部分になりますが、まず基本的な考え方としましては、それぞれ上限額の範囲内で区が原則として実費を負担するというものです。ただし、上限額を超える特別な事情が認められる場合はその限りではないという考え方です。

個別具体的に見ていきますと、まず、診断書料のところですが、相談日から起算しておおむね1年以内に作成したものに限り、区が実費を負担するというところで、こちらの上限額は1万円としているところです。この1万円の金額につきましては、私どものほうでも都立病院や大学病院、文京区内のクリニックで、一般的に診断書料がどの程度の金額なのか確認したところ、大体5千円を下回っておりまして、上限額1万円という設定であれば、おおよその医療機関を受診されて診断書を取得したとしても足りる金額ではないか

という判断をしたところでございます。

2番目の交通費の部分です。こちらは必要かつ妥当な実費を区が負担するというところでございます。

こちらについては、電車やバスを使う場合は、運賃が決まっているというところで、それほど問題にはならないかと思うのですが、今回ここに書いてある1つ目のほう、タクシーを使う場合の考え方、あと、自家用車を使う場合の考え方ということで、こちらについては菅野委員に御相談させていただいて、自賠責の考え方を参考にさせていただいております。

1つ目のタクシーの場合は、まずタクシー利用というのが認められ得るかというところなのですが、こちらについては、タクシー以外の公共交通機関を使うことができないことの相当性がある場合はタクシー代の実費を区が負担します。逆に言うと、ここに書いてあるように、そういった相当性がないときは、電車やバスなどの公共交通機関の運賃を限度とするということでございます。

2つ目の自家用車の場合、こちらについてはガソリン代、高速道路代、駐車場代を負担するというところで、ガソリン代につきましては、移動距離に応じて1キロメートル当たり15円と算定します。これは自賠責の考え方にも明記があるということで、こちらを横引きさせていただいたところでございます。

上限額は5万円と設定しています。こちらの5万円という金額の考え方でございますが、こちらについても、日本全国というよりは近隣の都道府県へ行ける程度の金額ということで考えております。参考程度ではございますけれども、文京区役所と藤沢市役所、こちらの間がちょうど60キロ程度になっていますが、そういったときにどのぐらいの交通費が必要になるかという試算をすると、電車代を考えた場合は、往復で約2千円をちょっと超えるぐらいです。自家用車を利用した場合については、こちらに記載のある考え方で計算をしますと、駐車場も含めて7千円程度になります。

仮にですけれども、これは文京区役所と藤沢市役所というところでは、交通の便というところでは特に問題ないのですが、例えば少し交通の不便なところ、電車やバスが使えないところでこのぐらいの距離があった場合という想定でタクシーを利用した場合、片道約2万円ということで、往復しても4万円になりますので、上限額としては5万円という金額を試算したところでございます。

引き続き、3番目の郵送料、こちらについては切手であったり書留の金額であったりレターパックであったり、こういった手段が想定されるのですが、これについては特に上限額を設けず、区が実費を負担するというふうに考えているところでございます。

その際に、今、日本を想定してこちらをつくってはいるところではあるのですが、海外にお住まいの方も実際いらっしゃるという中で、海外において診断書を取得した場合にはつきましても、基本的な考え方は、今申し上げた考え方を準用いたします。ただ、円換算する必要がありますので、そういった部分については為替レートに基づいて換算するという

考え方で検討したところでございます。

今回、診断書料が議題に上がったという中で、もともとエックス線・CT写真撮影及び複写の費用等についても区が実費を負担するという規定はございましたが、その考え方、上限額等の設定がなかったものですから、こちらも今回検討するに当たって、併せて上限金額の設定を考えてみたところでございます。

それが表の下になります。撮影費用及び複写費用ということで、こちらにつきまして、読影日から起算しておおむね1年以内に撮影されたものに限って区が実費を負担するところで、こちらは上限額5万円で設定はしてございますが、こちらも診断書料を検討したときと同様に、都立病院や大学病院、文京区内のクリニックの撮影費用と複写費用が合わせてどの程度かかるかを確認したところ、金額が高い医療機関であっても4万円を切る程度、3万円の後半台でしたので、5万円という設定であれば、一般的な医療機関でこうした撮影及び複写に足りるものと考えております。

交通費と郵送料につきましては、診断書料のほうで御説明したものを横引くということで、同じ考え方で実施ができればと考えているところでございます。

私のほうからは以上になります。

○永倉委員長 御説明、ありがとうございました。

この点について御質問、御意見、まず、会場のほうからはございますでしょうか。

菅野先生、何か付け加えることがありましたら。

○菅野委員 委員の菅野です。よろしくお願いたします。

基本的なところはないのですが、1点だけ説明という意味で言うと、交通費のところなのですけれども、先ほど自賠責という話が出ましたけれども、今回は怪我とかではないので基本的なところは公共機関で行ってもらおうということで、何らかの事情があって、例えば病気とか体調が悪かったとかで必要性がある場合にはやむを得ないので、それは認めたいほうがいいのではないかとこのところではあります。

あと、ガソリン代が何で1キロ15円なのかというところなのですが、これは自賠責に書いてあるというよりは、自賠責に請求するときに、よく保険会社などで試算するときの金額として1キロ15円というのが慣例としてずっと使われていたので、もちろん、この後、ガソリン代が高くなったり低くなったりしますので、厳密に言うとそのたびに変えるのがいいのかもしれないのですけれども、そんなに金額が変わるものでもないですので、そういう訴訟とか裁判とか交通事故の示談とかで1つの目安として使われている金額がいいのではないかとこのことでお話を差し上げたという次第です。

○永倉委員長 ありがとうございます。

基本的には全額で、上限額については基本的には超えることはないだろうという予測の下に設定されているものなので問題ないのかなと思いますが、オンラインの先生方はどうでしょうか。御意見とか御質問があれば。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次第4について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中川幼児保育課長 そうしましたら、引き続き、資料第3号を御覧いただけますでしょうか。

こちらは毎年発行しております「さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ニュース（第19号）掲載項目（案）」ということで、案を御提示させていただいております。

こちらは資料第3号と、参考資料第1号の実際に昨年度に発行したニュース、こちらも併せて御覧いただくとイメージがつきやすいと思っております。

こちらは、まず1番目としましては、2022年7月及び2023年1月の委員会報告ということで、今年度につきましては、前回は昨年7月、あと、本日、委員会を開催しているところがございますが、そちらの状況、内容について御報告をするという内容になっております。

2番目につきましては「2022年度健康診断の結果について」ということで、これは先ほど報告させていただいた今年度の健康診断の実施状況、実施内容について掲載するものがございます。

3番目「協定書の名義変更について」ということで、こちら先ほど報告をさせていただきましたが、保護者の方から元園児の方へ名義変更を進めているところがございますが、そちらの御案内というところで掲載をさせていただければと思っております。

4番目について、こちらが直前にお話をさせていただいた「診断書取得等に要する費用負担の検討について」ということで、こういった内容で委員会で議論させていただいて御承認いただいたということであれば、こちらの内容も掲載させていただきたいと考えております。

5番目としまして「健康相談・リスク相談の件数」ですが、これは現時点で今1件の御希望をいただいているということで、もちろん相談の内容とかを掲載するものではないですが、実績としてこういった相談が何件あったということに掲載させていただければと思います。

6番目として「委員の交代について」ということで、今年度、もう既に委員の交代が一部行われているところがございますが、新メンバーはこうなっておりますということに掲載することになります。

最後に7番「区ホームページの紹介」ということで、昨年度などは、こちらにありますように英語訳、こういったものを新たに取り入れましたということをお報告はしていますが、特段、今年度新しく何か掲載したものはもちろんないのですが、ホームページにこういったものが掲載されていますよということを改めてお知らせするという趣旨でございます。

私のほうからは以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

これについては御質問、御意見はありますか。まず、会場のほうから。今年度

のニュースは第19号になるわけですね。

お願いいたします。

○小里委員 健康診断の結果についてというので、ニュース18号で3名の方が引き続きフォローということになっていますが、今年度も検診を受けていらっしゃるのでしょうか。

○中川幼児保育課長 昨年の検診で3名の方が二次検診に進んでいるのですが、その方については、翌年度も検診を受けてくださいという御案内をしました。このときの3名の方は全て今年度も検診を受けていただいています。

○永倉委員長 引き続き受診されているということになるわけですね。

ほかにございますか。

オンラインの先生方はこの点についていかがでしょうか。

ないようでしたら、次といいますか、関連書籍の購入ということについて、これは事務局さんのほうから御説明いただけますか。

○中川幼児保育課長 参考資料第2号、2ページにわたるものになりますが、こちらは区が所蔵しているアスベスト関連書籍の一覧となっております。

今回、こちらの表の一番下になりますが、ナンバー51『「中皮腫とともに生きる」希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」』、こちらの書籍について永倉委員長より御購入の希望をいただいているところでございます。

ほかの委員の皆さんからは、購入の希望等はいただいているのですが、もし、その後で、こういう書籍もあるよ、こういう資料もあるよということがございましたら、事務局にお申し出、御連絡いただければと思っております。

以上になります。

○永倉委員長 ありがとうございます。

これは欄外に書いてありますが文京区図書館に所蔵ということですか。見たい方は図書館に行ってというお考えですか。

○中川幼児保育課長 図書館にそのコーナー等もございますので。

○永倉委員長 これは周知されているというか、ニュースなどに掲載されているということですか。

○中川幼児保育課長 過去のニュース等にもそういったものは載せていますが、もし、定期的にこのニュースに掲載したほうがいいのではないかということがあれば御紹介させていただくことも検討いたします。

○永倉委員長 ざらっと見ると環境法のかなり難しい本があったり入門的な本もあったりいろいろなのですけれども、書籍のリクエストとなると、あれもこれもといろいろ出てしまうのかなと思いますが、かなり充実して並んでいるなという気がいたします。ぜひとも皆さん読んでいただける形で御紹介いただければと思うのですけれどもよろしく願いいたします。

そうしましたら、全般にわたって御質問とか御意見とかがあったらお話しいただきたい

と思うのですが、まず会場からいきますか。会場の方で何か御質問、御意見、こんなことが必要ではないか、こんなことが要るぞというようなことありましたら御意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

川金さん。

○川金委員 保護者委員の川金と申します。よろしく願いいたします。

先ほども少し永倉さんとお話しさせていただいたのですけれども、いろいろな仕組みを組み立ててくださって本当に感謝申し上げますが、せっかくあるこのつくり上げられた仕組みを活用していただかなければということなのですが、なかなかこういった情報が当事者まで届いているのかどうかという確認がしづらい状況にあるかなと思います。

私はたまたま委員を承り、こういった場に出席させていただくので情報に触れるということがありますけれども、当事者の方々でも、特にお子様方自身がこういったことの当事者であるということを知らない方ももしかしたらいるのではないのでしょうか。もしかしたらというかそちらのほうが多い、大半の方ではないのではないかと想像しているのです。情報を届けるという方法を、今の時代ですからいろいろな選択肢があると思います。従来のやり方にこだわらず新しい発想で、今日は今井委員もお越しくくださっていますけれども、若い世代、当事者の世代の方々が考える情報の発信方法だったり交流方法だったり、そういったところをこれから若い方のお知恵を借りてつくっていかなければ、せっかくこうやって皆様お集まりいただいて、しっかりした仕組みをおつくりいただいてもなかなか活用していただくところまで届いていかないというのが課題なのではないかなと思っておりますので、その辺り、ぜひ若い方を取り込んで新しい仕組みづくり、情報が行き渡るような仕組みづくり、もっと身近に感じていただける仕組みづくりというところをこれから取り組んでいくことが課題ではないかなと思っております。

以上です。

○永倉委員長 ありがとうございます。

私もそのように思っております、この委員会も含めてほかの委員会もそうなのですが、ばく露した子供たちとかばく露した人たちの今後の健康対策という意味では、その疾病が発症するかどうか、そこを見極めるというか、そこをフォローアップしていくということと、それ以上にばく露しない、アスベストをそれ以上吸い込まないという多分2つ課題があると思います。1つ、これからの健康のフォローアップということについては、かなり議論されているいろいろ組み立てられている、おっしゃるとおりいろいろな仕組みができていますし、それをどうやって伝えるかという大きな課題あると思うのですけれども、今新たなばく露が本当はないのか、本当にそういうことがなくなった世の中になっているのかというと、私の感覚で言うとかかなり危ないと思っています。

それはいろいろな解体工事があつたり、解体工事よりも、さしがや保育園もそうなのですが改修工事が危ないのです。改修工事がかなりアスベストのことを無防備にあちこちで平然と行われているという実態がありまして、少なくともそれは文京区内の公共事業の

改修工事ではきちんと見直されなくてはいけないというのも1つ大きな課題だと思っています。ですから、委員会の中でも、どこかでそこはちゃんと全庁を挙げて、それは幼児保育課さんだけではとても取り組めない話だと思うので、もうちょっと全庁的な課題として提案する必要があると思うのですけれども、改修工事の際、ちゃんとアスベスト対策ができてきているのかとかで、解体工事の際に法的な仕組みができたとしても、それがどこまで機能しているのかというのは、今後のばく露があるのかないのか、そこについての課題というのはまだ残っていると私は認識しているのです。

ですから、そういう意味では、この園児たちが健康で何事もなく育ってくれるということは信じていますし、それが一番いいことなのだけれども、その人たちが累積ばく露という過剰な、今まで保育園で吸ってしまったアスベスト以上のばく露をどこかでしているということがないのかということについては、とても心配しているところです。

私の意見なのですけれども、今井さんはどう思いますか。突然振って申し訳ないです。
○今井委員 そういった事実があるということについても、無知で申し訳ないのですけれども今知ったというのが現状であります。

ただ、やはり難しいのは、先生方がおっしゃっていただいているように、あまり過剰に不安にあおり過ぎてそればかり気にしていてもしょうがないというか、健康的な生活とは言えないというところのバランスといった意味では難しい。そういったところのお力をいただきたいというのがあります。

ただ、万が一なったときに、ちゃんとどうにかなるということは、それは知っておいても若い世代にとっても本当に損はないのかなと思っております。なので、今のウイルスもそうですけれども、過剰に怖がり過ぎず、受け取る側もそういった情報の中で真実を見極めるといったことが求められているのかなと思いますし、ぜひそれは丁寧な説明をしていただけるとこちらとしては非常に助かるというのが私の意見でございます。

○永倉委員長 非常に優れたバランスのあるお話だなと思っています。

平野先生、お願いします。

○平野委員 皆さんおっしゃるとおりで、私、委員2回目なのですけれども、何年か前から健康相談を受けたのは、たしか中学生の男性が1人来られたのです。13歳~14歳ですから恐らくもう10年ぐらい前です。そんな前ではないか。とにかく、そのときの相談内容は、どういうことに気をつけたらいいのですかみたいな相談内容でした。そのときに相談があったのは、たばこの問題で「周りでたばこを吸う人などがいたら困るんですけどもね」という話で、確かにそうだよ。そのときははっきり「たばこを吸わないでくれ」という、嫌煙権じゃないのですけれどもそういったことを言ったほうがいいですよなどという話をしました。

皆さんもう20歳以上になっているわけですよ。だから、30近い人もいるし、いろいろな社会生活をしているわけで、そういう中で、保育園でのばく露は、それはそれで報告書もしっかり出ていますので、それは読めばいろいろ分かるのですけれども、社会生活の中

でどういうことに注意したらいいかとか、どういうことを考えたらいいいのかといったことなども、先ほどから言われているように、あまり情報を出し過ぎてかえって不安になるのも良くないし、今の新型コロナではないですけども、正しく知って正しく恐れるではないですけどもね。そういったような情報は、確かにしっかりと当事者の方たちにも出したほうがいいなと思います。

○永倉委員長　お願いします。

○渡邊環境政策課長　環境政策課長の渡邊です。

今議論になっております、アスベスト含む建築物の解体工事の届出に関してなのですが、大気汚染防止法が改正されまして、今年度、去年の4月1日から基準があるのですけれども、例えば建築解体工事の解体作業対象床面積80平米以上とか、改修工事であれば、合計100万円以上とか、あるいは工作物の解体改修工事も請負代金100万以上のものについては、事前調査結果の報告が義務づけられております。

直近の数字なのですが、環境政策課のほうでそれを全部受け付けているのですが、今年度は1,800件弱申請をいただいでいて、そのうちのほとんどがアスベストレベル3のもの。レベル1とレベル2のものは本当に数えるレベルになってきているという状況になっています。

それが、まだ委員長がおっしゃるとおり、事業所がまだ認識をし切れていない、今年度からの取組なので、きちんと全部できているかということ、そういうように信じていますけれども、そうではないところもあるかもしれないので、こちらの周知については、環境政策課だけでなく庁舎全体の建築指導課も含めて建築関係のところと連携して、事業者に対しては周知を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○永倉委員長　ありがとうございます。

今年の10月からでしたか、事前調査については専門性の高い調査者が事前調査を見るところになっていくと。そういうことに対しての全庁的な、多分、環境政策課さんだけではなくてほかの部署の方にもそういう情報を共有していただくような取組というのは大事です。私、東京都の築地市場の解体工事現場で、その安全管理を依頼されて見ているのですけれども、部署によってとてもきちんとやるところと全然そこが抜けてしまっている部署がかなり混在している印象があるのです。ただ、そういうことについて共有した情報を皆さんで共有していただくというようなことがあれば、例えば、部局ではこれ以上環境ばく露は抑えることができるということにつながっていくのかなと思っております。それは私の意見としてお聞きいただいて、また、今後もそんなことがあればまた御指摘いただければなと思います。

○渡邊環境政策課長　委員長がおっしゃるとおりで、区の職員が立会いだったり立ち入り検査を行う関係があるので、専門の資格を取るために、公費を負担しまして職員が取得できるように取り組んできております。まだ数はそれほど多くはありませんけれども、今後そういった立ち入り検査をする職員に対して、必要なアスベストの専門知識の資格を取得す

るような取組も続けて、やはりアスベストの関係は第一義に私どものほう、環境政策課のほうに入ってきますので、それは関係各課にきちんと周知をするという形で協力の体制は取っていきたいと。それによって100%防げるかというとなかなか難しいかもしれないのですけれども、防げる体制を組んでいきたいと考えてございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

オンラインの先生方、いかがでしょうか。御意見、御質問。

○加藤（冠）委員 質問になるのでしょうか。よろしいでしょうか。

○永倉委員長 加藤先生。

○加藤（冠）委員 東京健生病院の加藤です。

私はまだ2期目なので、長い歴史の中でどういう経過でどんな感じになってきたということ存じ上げないのですけれども、対象となる疾患が区によって違うとかいうところで、今後その辺をどうするかという話もあったのですが、この取組の中で、実際に何らかの疾患が発見されて認定に至ったようなケースは実際にあるのでしょうか。その辺がどうなのかというのが分からなかったので御質問なのです。

○永倉委員長 事務局さん、お願いします。

○中川幼児保育課長 時期としては、ちょうどこの近辺で、ばく露から20年となっておりますので、それこそ可能性の部分で言うとこれからというところにはなってくるのですが、現時点でそういったばく露によって、それが原因で何か症状が出て罹患をしたというようなケースはございません。

○永倉委員長 よろしいでしょうか。

○加藤（冠）委員 ありがとうございます。

そうすると、例えば文京区では認めていないような疾患に関して含めてなかったのだと思うのですけれども、どの辺まで広げるのかというのは、実際どのぐらい出てくるのかなということにも関わるのかなとは考えていましたので、今後の議論のときに、そういう資料などもあれば出していただければと思いました。ありがとうございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見とかはありますでしょうか。よろしいですか。

加藤先生、いかがですか。

○加藤（俊）委員 ありがとうございます。

資料第1号の5（2）にありましたが、今後どうやって疾患を拾っていくかということとはなかなか難しい課題だなと思うのですが、例えば藤沢市と文京区と疾患が違うというか、挙げられているものが違うのですけれども、藤沢はどのような取組をやられているかということとかは分かっていますか。もし、何かそういったほかのところの取組も参考にできればなと思ったのですけれども。

○永倉委員長 藤沢のほうの委員会の委員を、たまたま私と菅野先生とやっております、そちらのほうは報告書が一度上がっています。その報告書については、インターネットで

確認できる形です。かなり分厚いものなのですけれども、その中で、園児たちのばく露期間を推定して、それとあと、そのばく露に基づいてどのくらいのリスクがあるかということ計算しまして、そこからどのくらいのリスクが発生しているかということまで出しまして、大まかなグループごとなのですけれども、そのグループごとの今後の補償について、補償する必要があるかないかを含めて検討した結果、一定程度の補償が必要だろうという結論が出てきまして、そこから、では、対象疾病はどうしましょうかということで議論されたところ です。

そこで議論されたのが原発性の肺がんとか石綿が原因の肺がんとか中皮腫。あと、先ほど言いましたびまん性胸膜肥厚とか良性胸膜胸水、そういったものが挙げられていて、ただ、石綿肺は除外しようということ でそういう議論がされたのですが、そういったものの疾病については委員会のほうに一度上げていただいて、委員会に属する医師等による「検診相談部会」で検討して、今後の保証につなげましょうという結論を出すという、大まかに言うとそのような形になっています。

そのときの対象疾病が、さしがや保育園が検討された時期よりもずっと後になるので、少し進んだ内容になっていると理解できるのですけれども、さしがや保育園の報告書が検討された時期というのは2004年ぐらいなので、まだ情報としても対象疾病の情報がそんなに詳しくなかった時期なので、そこに多少のそごが出ているという理解だと思 います。

○加藤（俊）委員 卵巣がん、喉頭がんという と、リスクファクター的に言えば全く別の因子のものが結構大きかったり しますので、ほかの委員の先生方も言われましたけれども、全てをひっくるめてしまったらというの もありますので、その計算までされたというの はなかなかすごい取組だ と思います。

それを総合的にどう判断するかというの も今後の課題ではあるな と思うのですが、自分 なりにもちよつと考えてみたい と思います。参考になりました。ありがとうございます。

○永倉委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

もしないようでしたら、今日はこのぐら いで終わりにしたい と思います。今日もいろいろ課題が提出された と思いますので、また事務局のほうでまとめて いただいて、また今後の検討に付していき たい と思います。今日はどうも御苦勞さまでした。ありがとうございます。オンラインの先生方、ありがとうございます。